

「使用済燃料中間貯蔵施設に関する県民説明会むつ会場」議事録

日 時 平成17年5月26日(木)

14:30～17:40

場 所 むつグリーンホテル

「白鳥の間」

【司会】

それでは、お待たせいたしました。

今、皆さんの方からいただいたご質問に順次ご披露させていただきながら、回答を関係機関よりさせていただきたいと思っております。

まず、はじめの質問でございます。

中間貯蔵とっているが、永久貯蔵になってしまうのではないかと。50年後に確実に搬出するのかどうか、との質問が出ております。これは、事業者の方からお答えをお願いします。

【東京電力株】

東京電力の鼓でございます。

会場からのご質問にお答えする前に、事業者を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、私共が当市に計画いたしております、原子力発電所から発生する使用済燃料の中間貯蔵施設に関するご説明の場を設けていただきましてありがとうございます。

また、本日お忙しい中を多数ご出席賜わりまして、誠にありがとうございます。

当社としましては、これまで地元の方々に施設に対するご理解をいただくために、地元の説明会や施設見学会など、様々な機会を通じて理解活動を実施してまいりました。中間貯蔵施設は、再処理するまでの間、貯蔵・保管する静的な施設でございます。いわば大きな倉庫のようなものでございますが、原子燃料サイクルの一環としては、非常に重要な施設だと認識しております。

当社といたしましては、安全を第一に当事業を進めて参りたいと存じますので、何卒よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

それでは、最初の質問にお答えさせていただきます。

永久貯蔵になってしまうのではないかと。そして、50年後に確実に搬出するのかというご質問だったと思っております。資源の乏しい我が国では、原子燃料サイクル路線を国の基本的な政策としております。平成16年、昨年11月に示された新計画策定会議の中間取りまとめにおいても、使用済燃料を再処理し、回収されたウラン、プルトニウムなど、有効利用することが基本方針として確認されております。この中間取りまとめでは、中間貯蔵された使用済燃料の処理方針については、2010年頃から検討を開始し、その処理に必要な施設の建設・操業が六ヶ所再処理工場の操業に十分間に合う時期までに結論を得ることとされております。

したがって、事業者としては、使用済燃料は今後も原子燃料サイクルを基本とする国の政策にしたがって再処理することになると考えておまして、中間貯蔵終了後には、基本

的には再処理工場に搬出することになると考えております。

また、貯蔵期間については、昨年2月に示した事業概要で、施設ごとに操業開始から50年後とすることを明確にし、昨年の末には私共の社長から、青森県知事さんにもお話しをしているところでございます。

なお、搬出した後には、使用済燃料を再び搬入することはございません。

私からの回答は以上でございます。

よろしく願いいたします。

【司会】

ただ今の質問について、今、お答えさせていただきましたが、この件につきまして再質問等があれば、お手を挙げていただければマイクをお持ちしますが、ございますか。よろしいですか。

また後で、まとめてご意見等も伺いたいと思いますので、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

東京電力はこれまで、中間貯蔵施設についてどのような広報活動を行ってきたのか。今後はどのように行っていくのか、というご質問が出ております。これにつきまして、事業者の方からお答えをお願いいたします。

【東京電力(株)】

東京電力の鹿土からお答えさせていただきます。

本当に今日はありがとうございます。

むつ市の皆様には、どのような広報活動が行われてきたかということは、十分ご承知かと思っておりますが、平成12年にむつ市様から立地可能性調査のご依頼をいただいて以降、私共が事務所を開所しましたのが13年1月でございます。それ以降、説明会、見学会等を行ってきたわけですが、実績としましては、当社の説明会としましては、約130回くらいの説明を行い、また今年1月以降は、地元むつ市を含めまして、周辺市町村、大畑、川内、脇野沢、横浜町等に対しても説明を行っております。

また、県民の皆様を対象としました説明会を青森市ほか、八戸市、弘前市等で行って、多数の方のご出席をいただいております。

また、このほか、見学会なども行っておりまして、当社の福島第一原子力発電所、日本原子力発電さんの東海第二発電所さんへの見学会等、42回ほど事業者としては行っております。

また、皆さん、よく新聞の折り込みの中に入れてご覧になっているかもしれませんが、リサイクルエネルギーニュースというものを、大体平均しますと毎月1回情報提供という形で折り込みさせていただいております。その中には、よくこういった説明会で出される質問等を、分かり易くご説明したようなもので、皆さんのご理解を得るような形で努めてきているところでございます。

また、むつ調査所の方で開設しておりますホームページの方にも、過去行いました説明会での質問など、そういったものにお答えするようなホームページ等、事業を分かり易くご紹介

介しております。

また、このほかにも、むつ市の皆様に対しましては、むつ市主催の説明会、ついこの間ご出席いただいた方もいらっしゃるかと思いますが、この県主催の説明会のほかにも、むつ市主催の説明会、またむつ市主催の見学会等で多数の方が先進地を視察していただいたり、説明会の方にご出席いただいているかと思っております。

以上でございます。

【司会】

説明会等の関係で、もう二つほどご質問が出ておりますので、併せてご回答をお願いしたいと思っております。

一つ目は、これまでむつ市は東京電力によって説明会が開催されているが、百聞は一見にしかずの言葉とおおり、視察会をもっとやるべきだと思う。県や東京電力では、そのような取り組みに対しての計画や予定はあるのか、というご質問が出ております。

もう一つは、中間貯蔵施設建設予定地は、隣接地が東通村であるが、今まで住民に対して一言も説明がないのはどうしてでしょうか。事故対策等を考えれば、住民に説明するのが行政の本来の姿ではないか、というご意見と併せて質問が出ております。これにつきまして、お答えを事業者の方からお願いいたします。

【東京電力(株)】

また、鹿士の方からお答えさせていただきます。

まず、百聞は一見にしかずということ、視察をどんどんやるべきではないかというご質問でございますが、今まで、私共、東京電力の方でいろいろ主催した見学会もございますし、また、今後も引き続きまして皆様のご理解を得るために、計画的に見学会等を行っていきたいと考えております。

また、むつ市さんの方も、公募の見学会等を計画されておまして、行われるということをお聞いておりますので、是非、皆さんの方で参加いただければと考えております。

次に東通村の方への説明なのですが、事業者といたしましては、過去、東通村の村全体という形ではございませんが、大和地区という所がございまして、その住民の方々にはご説明を差し上げております。

また、東通村4漁協、尻屋、岩屋、野牛、石持という漁協さんの皆様には、説明する機会を設けさせていただきましてご説明をさせてきていただいております。

また、今のところ具体的には決まっておりませんが、今後、機会を通じて理解活動を今までどおり行っていきたく思っております。

また、東通村に対しましては、先ほどご説明しましたREN（リサイクルエネルギーニュース）とか、情報提供は常時行ってきているところでございます。

以上でございます。

【司会】

今まで広報関係のご質問をまとめてお答えさせていただきました。

【会場から】

東通村に対する説明の問題、私、櫛部ですが出しましたが、事業者でなくて、私が出したのは、チェックつけませんでした。青森県として、県の行政としてどうするのかということをお聞きしているんです。その点、県の方から、やるのか、やらないのか。そこをお尋ねします。

【司会】

県民説明会をやるのかどうか、というご質問ですか。

【青森県商工労働部】

青森県の商工労働部長の中島と申します。

私共、この説明会、今の東通のということですが、県内エリアが広いものですから、県民の皆さんに広く説明をしたいということで、県内を5つの地区に分けて、当該下北地域につきまして、むつ市のこの場で説明を開かせていただいていることで、範疇といったしましては、対象としているということでご理解いただきたいと思います。

【司会】

関連質問でございますか。今、マイクをお持ちします。

【会場から】

今のお答えは、むつ市をやっているから良いということなのか、この後やるということなのか。範疇という、何か、官庁用語を言っておりますが、どういうことですか。

やるということなのか、やらないということなのか、その点について率直なお答えをお願いしたいと思います。

【青森県商工労働部】

具体的に、そこの東通の村内に行って、このような説明会を開くのかということについては、その予定はしておりません。

ただ、今、先ほど言いましたように、県内エリア町村、数が多いわけですので、その全ての町村とか、むつ市の隣接の町村に全て個々に行くということではなく、会場をその地区に設定して、その圏域の方々にお出でいただければということの設定しております。

【会場から】

これは、一般的に下北郡、下北の大間とか脇野沢も含めて、今回やったということでしょうけども、私が言っているのは隣りなんです。ここが予定地であればすぐ隣りが東通村ですよ。そして、何か今後事故があれば、そういう事故の対応も含めて、住民といろいろ対話し

て、話して、行政として、県の方としては安全対策、県民の安全を守るという点では、そういうことを細かくやっていかなければならないわけです。それをむつの方は一応事前にあるけども、説明しているけども、東通は、さっき事業者が、漁業権とか何か、そういう関係でやっているんでしょうけども、基本的には東通村の村民の皆さんに、こういうものを作って、中間貯蔵を作って、そしてこうこうなって、今後も50年後、こうなりますよというようなこともきめ細かくまだ具体的にやっていないわけです。村に対しては。だから、そういうことではいけないのではないかとということを私は言っているのです。そこを十分県としてやはり責任を持ってこの問題を、県民の安全を守るという立場から考えていくべきではないかということなのです。

【司会】

はい、分かりました。今、隣接でもやるべきではないかというご意見として承らせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。安全性についてのご質問が出ております。今のはご要望というふうに受け止めさせていただきます。次の安全性についてのご質問でございます。

安全確保の基本的な考え方、及び主要な安全対策は妥当であるということであるが、施設が採用する対策で、先進的なシステム、機能等があれば紹介していただきたい、というご質問でございます。これは事業者の方から回答をお願いします。

【東京電力㈱】

東京電力むつ調査所の堀水と申します。私から回答させていただきます。

まず、このリサイクル燃料備蓄センター、大きく金属キャスク、乾式の金属キャスクと、それをいれております建物というふうに大きく分けて、そういう技術の集大成というふうになっております。

これらにつきましては、安全確保を最優先として設計することを考えておまして、そういう意味で、過去に実績のあるそういう技術を用いるということとしております。

国内におきましては、東京電力の福島第一の発電所の中で、10年に渡って貯蔵している施設がございます。それから、日本原子力発電の東海第二の方にも同様の施設がございますが、そういう意味でいきますと、およそ10年くらい前に国内で確立された技術と同等のものをこちらの方でも適用させていただくということになっております。

また、輸送につきましては、国際的な厳格な輸送基準に基づいて設計することになっておりますが、この分野につきましても、海外また国内においても長年に渡って実績のある技術が用いられておりますが、それと同等のものを使っているということでございます。

したがいまして、先進的なシステム、機能等のご紹介ということでしたが、申し訳ないのですが、特に無いというお答えになります。

以上でございます。

【司会】

今の質問に対する回答をさせていただいたのですが、関連で何かございますか。

【会場から】

ただ今の回答では、乾式キャスクについて国内では10年に渡って実績があり、しかし、外国でもまだそういう長期に渡って、今回示されているような50年というふうなあれはないということだと思えます。

私は、東海に行った時に、キャスクの二重蓋の問題を質問したのです。そしたら、その際に、将来的には三重蓋も考えなければならなくなるかもしれないというふうなお答えがありました。そういう点では、二重蓋だから安全だと言いきれるのかどうか。

そのほか、質問がありますが、お答えがあった時にしますが、取り敢えずこの問題についてお答えをいただきたいと思えます。

【司会】

分かりました。

ただ今の二重蓋、三重蓋の関係、事業者の方お願いします。

【東京電力株】

まず、海外ではおよそ20年ほどの実績がある技術となっております。

また、実際にこの金属性のキャスクを設計する際には、50年にわたる熱的な力ですとか、放射線の照射ですとか、そういうものを確認した上で大丈夫な材料ですとか、構造を用いるということとしておりますので、50年間にわたって問題が生じることがないというふうにご考えております。

先ほど、二重蓋でどうかというご質問がございました。基本的に輸送等で用いておりますのは一重蓋のキャスクなんですけど、長期間にわたる貯蔵ということをお考えまして、二重蓋の構造にして、間の所を4気圧というふうに加圧して、ここの圧力を常時確認することで、蓋の機能を確認するという、そういう設計のための二重蓋というふうにご理解いただきたいと思えます。

三重蓋ということは、東海第二でどういうふうなお話があったのがよく分からないのですが、基本的に二重蓋としておりまして、間の圧力の所を監視して、万が一この圧力が低下するという事象が起こった場合には、内側の方の蓋なのか、それとも外側の蓋なのか、どちらかの蓋の異常ということになります。

内側の蓋に問題があったという時には、一重蓋の状態になってしまいますので、その所を修復する時には、その二重蓋の外側にもう一重、念のために蓋をつけ、二重蓋の状態にして、原子力発電所等、その所の不具合の処置ができる所に搬出し、修理をしてから貯蔵継続することを考えております。そういう場合には三重蓋というものが出てまいります。

以上でございます。

【司会】

よろしいでしょうか。それでは次の質問に移させていただきます。金属キャスクの関係で質問が出ております。金属キャスクの耐用年数というものは何年で設計されているのか、というご質問でございます。これも事業者の方からお答えをお願いします。

【東京電力㈱】

引き続き、むつ調査所の堀水からお答えさせていただきます。

金属キャスクの耐用年数はどのくらいかというご質問ですが、リサイクル燃料備蓄センターでも貯蔵期間は50年間としております。キャスクの設計は、この貯蔵50年に対しまして、その前後輸送という時間もございますので、そういう余裕をもった期間を設定し、それで健全性を確保できるように設計することとしております。

この金属キャスクは、先ほども申しましたが、輸送上の国際的な厳格な基準に基づきまして設計されるもので、例えば9 mの高さから落としても、その健全性が機能を維持できるというふうに、非常に堅牢なものでございます。

したがって、この50年に余裕を見た期間で設計したものが、突然その時がきたからといって壊れるようなものではなく、もう少し更に余裕をもったキャスク、金属キャスクであるということでございます。

以上でございます。

【司会】

金属キャスクの関係、よろしいでしょうか。

はい、今、マイクをお持ちします。

【会場から】

先ほど書いたのですが、このキャスクの劣化というのは、主としてどういう形で進行するんですか。素人にも分かるように説明いただきたいのですが。

【東京電力㈱】

はい。

まず、金属キャスクでございますが、名前が言っておりますとおり、基本的に金属を用いております。それから、中性子遮へいの所にレジンという樹脂を用いております。このように、金属キャスクを構成していますそれぞれの材料がございまして、材料は先ほど申しましたように、過去にいろいろな分野、原子力発電所の所でも用いられておりますし、一般産業の所で用いられているような材料がございまして。

このような材料が、この50年間にわたってリサイクル燃料備蓄センターに貯蔵されているわけですが、その際に受けます力、応力ですとか、それから放射線の照射というものを受けてまいります。

したがって、そのようなものが加わってまいりますと、材料というのはやはり経年劣化という形で劣化してまいります。その劣化の速度ですとか、どういう影響があるかという

ことは、過去に様々な実証試験ですとか、または産業の分野で用いられている所で腐食の速度ですとか、そういうデータがございますので、そういうものを用いまして、50年後にもその材料、また構造の健全な状態が維持できるというような形で設計することとしております。

よろしいでしょうか。以上でございます。

【司会】

次、地盤の関係、地震の関係が何本か寄せられております。

まとめてお答えしていただいた後で、地震、津波の関係、再質問を受けさせていただきたいと思えます。

まず一本目は、活断層研究会編集の「日本の活断層」には、下北半島東方沖に84kmにわたって活断層があると記載されているが、今回の検討会では、活断層ではないと結論づけたところとされましたが、どのような調査、検討がなされたのか。どういう根拠で活断層でないとしているのかお尋ねします、というご質問がございます。

まずそこについて。

【東京電力株】

むつ調査所の堀水からお答えさせていただきます。

まず、下北半島東方沖の約84キロの大陸棚外縁断層と呼ばれているものがございますが、それに関する質問ということで。

過去に、地核変動などの影響で地盤が強い力によってずれたものを一般に断層と呼んでおります。この内、地質の時代、歴史的な言い方なのですが、第四紀という所で繰り返し活動して、将来も活動する可能性がある断層を活断層と言っております。

下北半島の東方沖に示されておりますこの大陸棚外縁断層につきましては、既に東通の原子力発電所の安全審査ですとか、それから六ヶ所の原燃サイクル地点など、そういう所の設計の際に、最新の技術を用いました詳細な調査、解析が行われておりまして、その結果、約70万年前以降に活動した形跡が認められていないということから、活断層ではないという形で、一度結論づけられております。

この見解につきましては、青森県におきまして平成9年に原子力施設周辺の安全性・チェック検討会というものがございました。それから、国におけます東通原子力地点、六ヶ所原燃サイクル地点の安全審査においても、これは活断層ではないということが認められております。

また、当社が今回実施しておりますが、その立地可能性調査におきましても、これらの見解をふまえて、独自に予定地の全面海域において、海上音波探査等を行っておりますが、調査地周辺半径30キロの範囲につきましては、施設の立地に大きな影響を及ぼすような活断層は認められないとの評価を行っているところでございます。

今回実施しましたこの中間貯蔵施設に関わります安全性・チェック検討会の中では、今、ご説明しましたような技術的な内容をご説明いたしまして、そこでの審議を経て、この見解が適切であるというふうに了解いただいたというふうに認識しております。

なお、この活断層研究会の評価というものは、昭和42年という時点で、かなり古い時点の記録のみが評価されているということですが、先ほどの東通ですとか、原燃の所では、更に最新のデータを用いて評価した結果ということになります。

以上でございます。

【司会】

断層の関係、まだございますので、まとめてお願いします。

地震ということにつきまして、平成14年7月31日の地震調査委員会の長期評価を発表されているが、これを検討したのか、という質問でございます。

【東京電力㈱】

平成14年7月31日の地震調査委員会の長期評価が発表されているということですが、これは、三陸沖から房総沖にかけての地震活動について、長期評価を行って、その結果が公表されたものというふうに承知しております。

青森県東方沖、それから岩手県沖、十勝沖、浦河沖と太平洋沿岸で発生している地震は、太平洋プレート、海側の大きなプレートなんです、それとユーラシアプレート、これは中国ですとかロシアが乗っている陸側のプレートになりますが、それらの境界の所で発生いたします、いわゆるプレート間の地震というふうに考えられております。これらは、海のプレートが陸のプレートの下に沈み込もうとする際に溜まったひずみが元となって発生します地震で、日本列島の太平洋岸近辺では、典型的なプレート境界地震というふうに呼ばれておりますが、それと考えられております。

リサイクル燃料備蓄センターの建設に際しましては、敷地及びその周辺地域において、最も適切と考えられます設計地震力を考慮いたしますが、このプレート境界の地震もその対象の一つとなっております。安全性を確保する耐震設計を行う際には、そういうものを考慮した上で、更に国の安全審査の所でその結果について評価を受けるということになってまいります。

以上でございます。

【司会】

あと2本ございます。地震、津波の関係で、資料17ページの最大級の津波4m程度の根拠は何なのか、というご質問がございます。

これについても、4mの根拠というものをご説明いただければと思います。

【東京電力㈱】

最大級の津波4mの根拠ということですが、まず、国が津波等に対します防災計画というものを策定しております。その際には、日本全国になりますが、その沿岸地域に押し寄せてまいります津波というものを、これはシミュレーション等、解析等を用いた結果なんです、それで策定したものが文献としてまとめられ、公表されております。

この中で想定されます最大規模の津波を最新知見を用いました解析で求めることとなっておりますが、この結果、私共の計画しております関根浜港のあたりには、4 mくらいの、最大でも4 m程度の津波がくるといふようになっておりまして、それに基づきまして最大の津波というものを設定させていただいております。

以上でございます。

【司会】

関連するのはもう一本ありますので、まとめて答えさせていただいた後、再質問を受けさせていただきますと思います。

次は地質の関係でございます。1月19日に確認できたということなら説明してください。火山灰土の主体であり、支持層は地下50m以上ということだが、どのように判断されたのか、という地質の関係でのご質問でございます。

これらについて、事業者の方から。

【東京電力株】

引き続き、むつ調査所の堀水からお答えさせていただきます。

今回計画しております地点におきましては、立地可能性調査の段階で、およそ14本ほどの地下300m以上にもあたるものもありますが、ボーリング調査を行っております。

その際に、地表から大体40mから50mくらい深い所では、ボーリングの際にその固さを調べる試験も行っておりますが、およそ原子力発電所等を立地する際の目安となっておりますが、その固さをN値というふうに呼んでおりますが、そういうN値が最大値の50以上となる地層が、連続しているということをボーリング試験等の段階で確認しております。

この時には、ボーリング調査で取りだしました地層の所、コアと呼びますが、実際取り出したものも確認しまして、それが施設の支持層として十分な強度、強さをもっているものであるということを確認しているということでございます。

【司会】

4本ほどまとめて、地層の関係、地震の関係、津波の関係、答えさせていただきました。これらについて、関連のご質問等があれば、お手を挙げていただければ。

後ろの方からお願いいたします。

【会場から】

ただ今の回答なんですが、1月の19日といいますと雪が降っていましたね。冬ですよ。真っ白だったと思います。その中で、14か所の掘削したものを見たんですか。

【東京電力株】

1月19日には、安全性・チェック検討会の委員の方々に、現地を確認させていただきました。その際に、ボーリング調査で採取されましたコアを見ていただいております。

また、その際にN値のデータがございますが、そういうものについてもご確認していただいております。

【会場から】

東京電力では、関根浜を中心に30キロ。これを調査の対象としているわけですよね。そして、先ほどいいましたように、地盤までは52m。一番上が黒色土壌ですね。次が砂ですよ。次が火山灰と。それから礫が入りまして52mという形で、地層とすれば、非常に悪い組み合わせだと、そのように思いませんか。

何故ならば、同じ火山灰土でしょっちゅう事故が、トラブルが起きているのが102号線、十和田湖周辺なんです。これも火山灰土。同じ地形なんです。同じ地質なんです。どのように考えているんでしょうかね。私は分からないんですよ。これが適当だということ。これは、こういう困難があるけれども、こういう方策でもってやりますので安全ですよ、というのであれば分かりますよ。52mですよ、地下、地盤が。それくらい掘らなければ駄目なのですが、相当の経費も必要だと思いませんか。

どうなんですか、大体。

【司会】

今の質問に対してお答えをお願いいたします。

【東京電力(株)】

はい。

確かに、深さ40mから50mの所に、こういう原子力施設を立地するに適した地層が広がっているということがございます。その上方には、今、ご質問された方がおっしゃいましたように、火山灰層ですとか、様々、柔らかい層が重なっております。この施設は、そういうふうな柔らかい所の上に支持するというのではなく、この地下40mから50mの所の深い所まで、いわゆる高層ビルなどを建てる際には、杭というものをその深い所まで埋め込みまして、その上に建物を建てるということを行いますが、こちらの施設でも、深さ40から50mくらい深い所の、非常に固い岩盤なんです。その所までそのような杭なり何なりを立てて、その上に更に建物を乗せるという形で、この固い所と建物をしっかりと結合させた構造とするということを考えております。

【会場から】

ですから、そういうふうに困難な工事であるということを公表すべきじゃないですか。そうではありませんか。そう思いませんか。だから誰も信用しなくなるんですね。

【東京電力(株)】

そのような、先ほどちょっとそういう杭を使って、深い固い所からその上に建物を建てるというふうな構造を申しましたが、これは、既に、例えば東京みたいな所も過去にそういう

ふうに柔らかい層がありまして、その上に今のような高層ビル群が建っております。そういう所は、今申したような形の構造物となっております、技術的に既に確立された建物の建設方法と認識しております。

ちなみに、東海、日本原子力発電所の東海第二の施設も同様に杭で建物を支持するというふうな構造物となっております、建築、土木の世界では一般的な構造というふうに認識しております。

【会場から】

一般的にそういうことにはなっていないでしょう。

火山灰土、一般的にあるんですか。そんなことはないでしょう。ありますか。

それからもう一つ。地震について。

このことについては、前にも質問したことがあるんですが。アスペリティというのがありますね。これは東大の地震研究所、これが発表していますよね。十勝沖、三陸、青森東、宮城2ヶ所ですか。これが、非常に大きな地震、津波を伴ったものが来るんだよと。だから準備しておいてくださいよというのが、政府からいわれているはずなんです。やりましたかね。全然やっていないようですよね。調査もしていないですね。

【司会】

簡潔な質問をお願いします。

今の津波の関係はいかがでしょうか。事業者してお答えできますか。

【会場から】

地震の関係です。間違っています。

【司会】

地震の関係。

そこについては、ちょっとお時間をいただいて、後でまた回答させていただきたいと思えます。いいですか。

【会場から】

地震のことでお尋ねします。

まず、先ほど回答がありました中で、東大の地震研究所、活断層の研究会の方の資料が昭和42年だと、そういう古いものだという話がありましたが、昭和42年というのは、1967年で、確かに古いです。しかし、東北電力で出している資料は、今の活断層の研究会の資料の年次は、1991年になっているんです。結局10年ちょっと前ですね。15年ですか。14年か。結局、そういう認識、古いものだという認識で、自分達で出している資料は違ったものですよ。だから、そのへんが私も非常におかしいなと思うのですが。

まず、日本の地震の研究所で、ちゃんとした所が出している資料なんです。そこで活断層

があるんだと、東通の下北半島沖、わずか30キロちょっとですよ。そこに84キロもの活断層があるんですという報告をちゃんと資料として発表しているわけです、公表しているわけです。それを何か古くて、認められないというふうな、そういう見方が私はあると感じました。

どうしてかという、皆さん、もう70万年前から動いていないというふうなことを言っていました、これも青森県の地震と地盤の安全性を確認するために開いた検討会の中で、東大の米倉教授が、2万年以降、つい最近というわけにはいきませんが、70万年からみればつい最近ですが、いわゆる動いているという可能性を指摘しております。これは県の方もご存じだと思います。こういう流れがあるわけです。

だから、今、地震に対しては非常に国民は敏感です。神戸の地震、それから新潟、福岡、いずれも想像以上のことが起きるし、活断層が無かった所からも出ているわけです。それから、スマトラ沖の津波は30数mですね。こういう問題もあるんですが。

それともう一つ、情勢として変化しているのは、今、日本列島が地震の活動期に入っているということを地震の専門家が指摘しています。神戸大学の石橋教授もそういうことで明確に出しておりますし、そういう地震の専門家の人達は言っております。こういう活動期に入って、先ほどいった3ヶ所のものは既にその前兆であるというふうなことでおりますので、やはりこの地震体制を十分警戒して、十分な対応をしなければならないという点で、過去においてこれだけしかなかったからこれで良いんだという、そういう見方でなく、ちゃんとした安全対策上の耐震設計を組んでいただきたいということを私は言いたいわけです。

以上です。

【司会】

はい、今のご意見について。

【東京電力㈱】

堀水からお答えさせていただきます。

お一方前の方からのご質問と併せて答えたいと思います。

まず、アスペリティという非常に難しい言葉が出てまいりましたが、これは、地震の度に大きくずれて、強い揺れを引き起こす領域ということでございます。これは、以前より、1994年の三陸はるか沖地震の際に動いた場所は、1968年の十勝沖地震の時に動いた場所の一部であるというような知見がございます。

この一帯でのプレート境界の地震、先ほど海側のプレートと陸側のプレートという所でお話ししましたが、こういうような地震の最大規模なんですが、これはほぼ、1968年十勝沖地震であるというふうに考えられておりましたが、これが今回の研究成果でこの考え方を更に補強するような理論が出てきたというふうに認識しております。

今回の研究成果は、青森県東方沖をはじめとします、東北地域の太平洋側のプレート境界で発生いたします地震について、その規模等がよりよく精度できる、そういうことが想定できるようになるというふうな形と理解しております。

それから、もう一つ、大陸棚外縁断層と呼ばれております84キロのものですが、これは先

ほど申しましたように、過去、いろいろな場でそれは活断層ではないというふうに認められている所とは申しましたが、あくまで、今後、現地の詳細な地盤の調査等を行って安全審査を受けてまいるわけです。その際には、こういうものもアスペリティという議論もございませし、今の84キロの断層等もございませが、こういうものも含めて、新たなその場での知見で安全審査が行われて、その際に、この施設の耐震設計の妥当性が評価されるというふうに考えております。

あくまで、現状の認識と、今後は、必ずそういうものがその場で改めて評価されるということをご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

【司会】

まず先に、先ほどの部分に対する回答もありましたので、それは先ほどの回答でよろしいでしょうか。

今、マイクをお持ちしますので。

【会場から】

これは、14年に発表されたやつですよ。14年ですよ。7月の31日、政府から出ていますよ。そんなこと分かりませんですか。

【東京電力(株)】

お答えさせていただきます。

東大の地震研山中助手、及びこの菊地教授らが発表されたアスペリティに関する理論ということで、当方としては承知しております。

【司会】

質問なら質問ということで、ご意見ではなくて質問であれば質問を簡潔にお願いします。

【会場から】

大陸棚の84キロの活断層について、東電の方からは、そういう話はあったのですが、私が聞きたいのは、専門家の安全性・チェック検討会の専門家の方の皆さんは、どう今の84キロの活断層を評価して調査したかということを知っていたのです。

ですから、そこをきちんと専門家の人から明確にして、動かないのであれば動かないという根拠をきちんと、我々素人に分かるよう教えていただきたいと思ひます。

【司会】

それではチェック検討会の方から回答をお願いします。

【安全性チェック・検討会】

それに関しましては、先ほど東京電力の方から受けた説明でありましたような、大間だとか、東通だとかの安全審査会で受けた審査において、それは活断層ではないという話があったということがありまして、当方における地震地盤の専門家が、それで結構でしょうという結論を得たということでもあります。

我々自身として、独自の検討をしたということではございません。ですから、そういう資料を見たということでございます。

【司会】

それでは次の質問に移らせていただきます。

次は、東京電力は原子力発電所に十分な敷地を有しているのに、何故、福島、新潟原発敷地内に必要な建屋を作らないのか、また作れないのか。新潟県、福島県及び県民等、または立地町に受け入れてくれるなどの強力な要請でもあるのか、いかがかと。他県、営業管内に作れないのかということのご質問だと思います。

もう一つ、関連で同じものがございます。

東京電力管内への施設建設はできないのですか、というご質問が類似の質問でございますので、この2点についてまとめてお答えいただければと思います。

事業者の方からお願いします。

【東京電力(株)】

東京電力の鹿土の方からお答えさせていただきます。

まず、最初の質問ですが、何故、新潟、福島等に作らないのかということですが、まず既に福島の原子力発電所地点には、同様の乾式貯蔵施設もございますし、湿式の方で原子力発電所から発生してくる使用済燃料の貯蔵をもう数十年行っており、また貯蔵量も今現在、4,340トン近くの使用済燃料を保管していただいております。

今後、発生してくる使用済燃料は法改正が2000年6月にあり、発電所の敷地外にも作れるということになりまして、私共として、全国各地候補地を探していましたところ、むつ市からのご要請をいただき、今、青森県の方に立地協力要請をさせていただいているところでございます。

【司会】

今の回答について何かご質問等があれば。ありますか。今、マイクをお持ちします。

【会場から】

さっきの読めなくて、敷地と読んでいただけなかったと思うのですが。結局、東京電力の原子力発電所内でできてしまう使用済みの核燃料。だったら、それを発生者責任できちんと始末するのが、業者さんのあり様だと思うんですよ。

それで、敷地は大変たっぷりあるのに、だからそこに全部、だったらまず乾式貯蔵でやっているという、ここにも説明にも書いてありますが。だったらそこに集中させれば良いだけ

の話なんですよ。というのは、三村知事が、再処理工場が稼動しないのだったらしっかり持っていってもらうと。そういうような発言を国の行政の原子力委員会の長期計画をやっているその真っ只中で言っているんですよ。だから、行ったり来たりするような、そんなごちゃごちゃした話じゃなくて、もっとスマートに福島県で、または新潟県で、こんな良いものなんだからって、敷地内でやれば良いはずのものが、何で、これはミステリーじゃないですか。凄く、変なことだと思うんです。不思議なんです。何でわざわざむつまで、青森県までということなんですよ。よっぽど嫌がっているんだろうな、福島県は、新潟県はと思うものですからなんです。

福島県の知事は、または新潟県の知事は、やはり出して欲しいと言っているんですかね。ここには置いておいてもらいたくないと言っているんですかね。福島県の人達。是非、置いておいてくださいと言っているんですかね。そのへんのところなんです。

【司会】

今のご意見ということで承らせていただきたいと思いますが、何か回答ございますか。
福島県で出してくれというようなことを言われているのか、みたいなお話でございますが。

【資源エネルギー庁】

資源エネルギー庁の桜田でございます。

個別の原子力発電所の中に存在する使用済燃料をどのように処理するかというのは、基本的にはその事業者がお考えになるところでございますので、この場でその問題について直接私共がどう考えるかということをお話しすべき問題ではないと思いますが、折角の機会でございますので一言申し上げます。

中間貯蔵施設というのは、先ほど東京電力の方からもお話がございましたが、以前は、原子炉等規制法の中で位置付けがなかったわけですが、やはり使用済燃料を私共の方針では再処理をするということになっているわけございまして、その再処理をしていくにあたって、様々な要因で、発生してから再処理するまで時間がかかるということもございまして、ということもありまして、発電所の敷地の外でも貯蔵するということを認めるということをやれば、再処理するまでの期間の使用済燃料の管理に柔軟性が高まるだろうというようなことを私共の審議会でございます、総合エネルギー調査会という審議会の中でご議論をいただいて、そのご意見を受けた形で法律改正をしたということでございまして、私共のエネルギー政策の中で、中間貯蔵施設というものは、核燃料サイクルを進めていく上での柔軟性を高める措置として重要であるという認識を持っているということを一言、この場を借りてお話ししたい思います。

【司会】

ご質問であればご質問ということで、簡潔にお願いします。

【会場から】

ただ今の資源エネルギー庁の方のお答えから言うと、原子力発電所の外にも中間施設を作れるということを法律化した。原子力委員会ならびに政府エネルギー庁の方針があつて、それが法律化されて、それが今、むつ市の中間貯蔵施設設置の問題になっているという理解をしてよろしいでしょうか。

【司会】

国の方から。

【資源エネルギー庁】

簡潔に申し上げますとそういうご理解でよろしいと思います。私共の政策として、中間貯蔵施設の建設を可能にする必要があるという判断をしまして、それを国会にお認めいただいて、法律改正を行ったのが数年前でございます。その法律にしたがってこれから事業を進めていきたいと、東京電力あるいは日本原子力発電、この二つの会社が考えていらっしゃる認識しておりますし、そういうご理解でよろしいと思います。

【司会】

次の質問に移らせていただきます。

使用済燃料の関係でございます。

むつ中間貯蔵施設に、1年目200トン貯蔵するというが、東京電力だけのものなのか、ほかの電力のものは入らないのかというご質問と、類似の質問で、東京電力、日本原子力発電以外の燃料を受け入れる可能性はあるのですかという、中間貯蔵に対する貯蔵の内容でございます。

事業者の方からお願いします。

【東京電力株】

東京電力の鹿士の方からお答えさせていただきます。

まず、先ほど説明の方にもございましたが、むつの中間貯蔵施設は、日本原子力発電さんと東京電力の共同で新会社を作って事業を運営していくと。したがって、こちらの方の中間貯蔵施設の方に入れる使用済燃料は、東京電力の発電所から発生したものと、日本原子力発電所さんから発生した、両者の、二つの会社のみ燃料となります。

以上でございます。

【司会】

回答でございますので、またご意見等があれば後で聞かせていただきたいと思います。

次の質問でございます。中間貯蔵所設置については、多くのお金を掛けて行うが、次の搬出先が不明であり、最終貯蔵所となっても不思議ではない。企業とすれば、再処理工場をもう1基設置することによって、中間貯蔵所の必要もなくなり有利であると思うし、最終貯蔵所等問題もなくなると思うけどもどうですか、というご質問でございます。

これにつきましては、国の方からお願いします。

【原子力委員会事務局】

これにつきましては、原子力委員会に対しての質問でございますので、原子力委員会からお答えさせていただきます。

再処理工場をもう1基ということで、第二再処理工場に関するご質問であると考えます。原子力委員会では、現在、新たな原子力長期計画の策定に向けた審議が行われておりますが、昨年11月12日の策定会議において、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効することを基本方針とする中間とりまとめを行っております。

本中間取りまとめにおきまして、当面は利用可能となる再処理能力の範囲で使用済燃料の再処理を行うこととし、これを超えて発生する使用済燃料は中間貯蔵するとされております。

そして、中間貯蔵された使用済燃料の処理の方策は、再処理工場の運転実績、高速増殖炉及び再処理に係る研究開発の進捗状況、核不拡散を巡る国際的な動向などを踏まえて2010年ころから検討を開始する。この検討は、本方針、つまり再処理という方針を踏まえて、柔軟性にも配慮してすすめるものとし、その処理に必要な施設の建設操業が六ヶ所再処理工場の操業終了に十分間に合うまでの時期に結論を得ることとされております。

ご指摘の第二再処理工場につきましては、その処理に必要な施設として検討されるものと認識しております。

以上でございます。

【司会】

よろしいでしょうか。

【会場から】

企業なんでしょう、やっているのが。企業ですから、少なくとも儲けなければ駄目ですよ。そうしますと、最も効率的なものは、例えば六ヶ所から出るものは六ヶ所で処理するというような形で、今、むつの貯蔵所には、5,000トンですか。中間貯蔵施設に掛かる経費が莫大なものでしょう。だから、それくらいの経費があるのであれば、第二工場的なものを六ヶ所にでも作って、一緒にやったらむつの中間貯蔵施設なんかいらないでしょう。そう思いませんか。そんなに頭が固いのですか。

【司会】

今のはご意見というふうに受け賜りたいと思います。処理の方法ということで、二つ目の再処理工場を早くやった方が合理的じゃないかというご意見だと思いますので、これにつきましては、ご意見とさせていただきます。

まだ大分質問が残っておりますので、できるだけ皆さんから広くいただいた質問に対してお答えさせていただきたいと思っておりますので、取り敢えず、まずは質問に対するお答えを順次

させていただきながら、皆さんの質問に対してできる限りお答えさせていただきたいと思っていますので、その際また、関連の質問とその後の改めての質問というのは、別途受けさせていただきますので、まずはいただいた質問をできる限り回答させていただきたいと思いません。

次の質問に移らせていただきます。

中間貯蔵施設の必要量は、

ただ今のはご意見だと思います。第二再処理工場をやった方が効率的ではなかというのご意見であって、質問だというふうな……………（会場から異議、録音されず）

改めて、先ほどの部分について、ご質問であればご質問として、きちんと質問いただければと思いますので。基本的には、それについては回答させていただきましたよね。それに対する再質ということだったんですが、ご意見は六ヶ所で二つ目の再処理工場をやった方が効率的じゃないですか、これはご意見だと思いますので、今のむつの中間貯蔵という、はい？今、質問としていただいたお話しは、そういうふうに私は受け止めたんですが。

後でまとめて更に質問をしていただければ、お答えするようにいたします。

既にいただいている質問について、順次回答させていただきたいということでご了解を賜りたいと思います。逃げ方ではなく、いろんな方から質問をいただいておりますので、その質問にできるだけまず答えていくと。それにその他の質問があれば、ですから進めさせていただきます。

中間貯蔵の必要量は、全国の前発から発生する900トン、ないし1000トンの使用済み核燃料に対して、六ヶ所再処理能力800トンを超えて発生する200トンの使用済み核燃料と説明されていると。今回の中間貯蔵施設には、東京電力だけでも2010年から1年間の搬入量、200トンないし300トンとしているが、それでは他の電力会社の原子力発電所の使用済み核燃料はどうなるのでしょうかと。

もう一点は、搬入量200トンないし300トンの中に含まれているのでしょうか、というご質問が併せてございます。

これにつきまして、まず、他の電力の関係ということで、電気事業連合会から。

【電気事業連合会】

電気事業連合会の田沼でございます。全国の状況ということで、まず、最初の方のご質問に関しましてお答えさせていただきます。

各電力の原子力発電所から発生する使用済み燃料の発生見とおし、これは当面われわれ年間900ないし1,000トンくらいというふうに踏んでおります。

また、今後、原子力発電所の新增設を計画してございまして、それによってさらに増加いたします。したがって、2015年ころには、1,200ないし1,300トン、使用済み燃料が発生するものと見とおしてございます。

一方、六ヶ所の再処理工場の方では、再処理能力が800トンでありますから、当然でございますが、その能力を超える発生量については、中間貯蔵する必要があるというふうに全国大では考えております。

【司会】

200トンないし300トンの関係をお答えいただきたい思います。どうぞ。

【東京電力株】

東京電力の富岡でございます。

後半の所のご質問にお答えさせていただきます。

本日、配布されております「使用済燃料中間貯蔵施設に係る安全性について」という、この冊子がございますが、その4ページ、5ページの所に記載が参考になるかと思います。

東京電力のむつでの考え方でございますが、まず、貯蔵する使用済燃料につきましては、4ページの方に記載がございますが、現在、計画中の発電所を含めまして、年間500トン程度使用済燃料の発生が見込まれておりまして、そのうち六ヶ所再処理工場へ300トン程度搬出する。その差の200トン程度、これを20年間の期間を見とおして、東京電力のものとして4,000トン、それから同じような考え方で、日本原電さんのものとして1,000トンということ考えているということでございます。

200から300トンと申しますのは、その5ページの方でございますが、これは、搬入する年間の予定量でございますが、発生ではなくて搬入の予定量ということで一年間、200から300トンというふうに考えているということでございます。

先ほども、鹿士の方からお答えしておりますが、この200トンから300トンは、東京電力のものと、それから日本原子力発電のものということでございます。

【司会】

次の質問に移らせていただきます。

飛行機の飛来状況について。関連質問は後でまとめてやらさせていただきます。

飛行機の飛来状況ですが、関根近くには海上自衛隊ヘリコプター基地と三沢空軍基地がある。どのような規制をしていくのか。飛行機の落下の際、中間貯蔵施設は大丈夫かというご質問でございます。飛来物の関係、事業者の方からお願いします。

【東京電力株】

東京電力むつ調査所の堀水からお答えさせていただきます。

原子力施設でありますため、当然でございますが、既存の原子力発電所と同等に上空の飛行規制が行われるようになっておられます。

それから、落下の際の耐力といいますか強さでございますが、まず金属製乾式キャスクを用います施設に対します安全審査指針がございますが、この中で備蓄センターの設置にあたっては、施設周辺の航空機の運行状況等を調査して、航空機が落下する可能性を評価した上で、防護対策の可否を判断するというふうになっております。

また仮に、その対策が必要と判断された場合には、航空機が落下しても金属キャスクの安全性に影響を及ぼさないように設計することとしております。こういう部分につきまし

ては、国の安全審査の所で再度評価されることになると考えております。

なお、米国原子力協会、こちらの方が、アメリカのテロの後なんです、こういう金属キャスクに民間の大型機が突入した場合に、どのような影響があるかというような技術的な評価を行っております。これは、先ほど報告書の中にもございますように、アメリカでは金属製のキャスクを野ざらしでおいてあるというような施設もございます。このようなものに航空機がぶつかった場合ということで評価したのですが、その結果、放射性物質の環境への放出はなく、また、キャスクも破断することがないというようなこととなっております。

リサイクル燃料備蓄センターは、厚さが1 m、壁の厚さが1 m、天井の厚さも1 mほどの建物の中に、同じような強さを持ちます金属性のキャスクを貯蔵しておりますので、更なる耐力といたしますか、強さをもっていると考えております。

以上でございます。

【司会】

大分まだ質問が残っておりますので、皆さんの質問に対してまずお答えを。答えにつきましても、再質問は後でまとめて受けさせていただきますので。それについての再質問は、後でまとめて受けさせていただきたいということです。他に質問されている方に対しても、答えもなく終わらせるということは難しいのです。大事な問題は十分分かりますが、皆様にお約束している時間、このままでいっても終われるかどうか分からないという状態で、折角質問されても、まだお答えをいただけていないという方もいらっしゃいますので、極力まずは質問に対するお答えを返ささせていただいて、それに対する再質問というものは、また質問に答えさせていただいた後でやらせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に建屋についてご質問がございます。

材質は主としてどのようなもので、建屋そのものについて材質は主としてどのようなもので、壁の厚さはどれくらいあるのか。

それから、空気の冷却が止まるということがないのか。

放射線、または温度のアラームが鳴った時の対応はどうか、という建屋の質問。

更に、キャスクについてもまた、先ほどお答えさせていただいたと思うんですが、キャスクの耐用年数はどれくらいになっているのか。主なる劣化はどのような形で進行するのかと。これについては、先ほど再質問を含めてお答えさせていただいたと思います。

資料ページ13のAの最後で、発電所と貯蔵施設までの間は計器をつけないのですか、という質問。

それから同じくページ13のBの最後で、検査の結果の公表はどのようにされますかという、キャスクと建屋に関する質問をまとめて紹介させていただきました。事業者の方から答えをお願いします。

【東京電力(株)】

むつ調査所の堀水からお答えさせていただきます。

まず、建屋の方でございますが、三点ございました。

建物は、鉄筋コンクリート造の壁の厚さが1 m、天井の厚さが1 mほどの建物となります。これは耐震設計の観点、それから放射線の遮へいの観点、この両方からこのような構造となっております。

空気の冷却が止まるとというご質問でございました。金属製乾式キャスクは、輸送の途上でもその冷却機能というものが満足されるような機能をもっております。その際も、自然冷却なんです、建物の中に居る際にも、やはり建物の外から冷却用の空気を取り入れて、キャスクを冷やした上、外に排気されるというような構造になっておりますので、冷却が止まりますと、当然キャスクの温度が上がってくるということになってまいります。

この点を考慮しまして、特にこちらですと積雪というようなことがあって、吸気孔及び排気孔が塞がるというようなことが考えられますが、そういうものに対しましては、積雪の高さ以上の所に吸気孔を設け、さらにその吸気孔の所にフードを設けて雪が入らないようなという設計をしまして、この口が塞がらないというふうなことでしております。

さらに建物の中には、温度計を設置してございまして、確実にこの空気が流れて物を冷やしているというものを常時24時間監視することとしております。

放射線または温度のアラームが鳴った時の対応ということでございます。今、温度の測定もございましたが、放射線及び温度につきましては、24時間常時監視しておりますが、このようなアラームが鳴った場合にはどうするかというところですが、まず備蓄センターはこの金属製キャスクを静かにただ置いてあるというだけの施設でございまして、いわば倉庫的なものとなっておりますので、このキャスクの内部に異常が発生するというような可能性は非常に低いと考えております。

ただ、万一異常が発生した場合でも、備蓄センターでは金属キャスクの閉じ込め機能や遮へい機能などが維持されていることを常時監視しておりますので、監視データに変化が生じた時点で、異常を検知するというようになってございまして、人も24時間待機しておりますので、すぐさま駆けつけましてどういう異常があったのかということを確認し、評価した上で、適切に対処していくというふうにしております。

金属キャスクの方に対しまして質問で、耐用年数及び主な劣化というのは、先ほどご説明させていただきました。資料13ページのAの最後というのは、受け入れの所で、受け入れた後に金属キャスクには監視に必要な二重蓋間圧力を測定する計器や表面温度を測定する計器が取り付けられているという所に対してまして、発電所からでは貯蔵施設までの間ということのご質問だというふうに思います。

キャスクは、厳しい国際的な輸送の基準を満足するものでございまして、基本的に現状も圧力ですとか、そういうものを計測せずに輸送しております。また、そういうことのできるような設計となっております。

具体的には、今後詳細に設計をして、貯蔵建屋に金属キャスクを受け入れる際に、蓋間の圧力も含めて、圧力検査をその時点ではすることと考えておりますが、輸送している最中は特にそういうものを必要としないものだとご理解いただきたいと思います。

検査をしたり、定期検査が一年に一度行われると。その結果はどうかということでございますが、これにつきましては、情報公開ということになると思いますが、貯蔵状況や施設

のトラブルについても当然でございますが、その他の情報についても、原子力発電所と同様に、積極的に公開していきたいと考えております。具体的な手段ですとか方法につきましては、今後、この施設のことも進んでまいりました所で、ご当局等々と協議しながら決めていきたいと考えております。

以上でございます。

【司会】

安全対策の関係で、もう一つご質問がございます。

最近の原子力施設がトラブル続きであると。東通、六ヶ所、福島第二等についてはどうかということ。関根浜の人達の安全について、具体的に輸送途上のトラブル等について、どのような経路でどこに避難するのかという避難の問題もご質問が出ております。

事業者の方からお願いします。

【東京電力株】

むつ調査所の堀水からお答えさせていただきます。

確かに、最近、やはり新聞紙上でも原子力発電所の方で様々なトラブルというものが公表されております。これにつきましては、東京電力の不祥事の後もそうなんですが、透明性を高め、発電所がどのような状況になっているかということをお客様にお伝えするという観点から、幾つかの区分に分けてそういうものを全て公開するということになっておりますので、以前に増して皆様の所にそういうふうな情報が届くというふうに考えております。

運転しておりますプラントの不具合が続いているということは事実でございますが、非常に残念に感じております。これは、東京電力ならずほかの電力もそうなのかもしれませんが、不具合の未然防止に向けて、品質保証の体制を構築し、その取り組みを行っているところでございますので、いずれにしましても、安全確保にむけて継続的な努力とさらなるそういうものに対します発展に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、万が一のトラブルがあった場合、こちらでは輸送途上のトラブルというものがございまして、そういうものがあつた場合にどういうふうにするのかということでございまして、これは、港からキャスクを建物の方に輸送している場合、それから貯蔵している最中、建物から港へ搬出しているという施設に関します一連のそういうふうな施設の運用の中で、安全監視に必要な放射線のモニタリング、そういうものは24時間常に継続しておりますし、万一の場合、速やかに測定や報告の対応が行えるよう、体制を整備していくというふうに考えております。

なお、異常時におけます警察当局や市民の方々への具体的な連絡対応の方法につきましては、この施設の操業の前までに地元の方々のご協議させていただいて決めていきたいと考えております。

なお、このリサイクル燃料備蓄センターは、原子力災害対策特別措置法という法律に基づきまして、原子力災害の予防対策ですとか、緊急事態におけます応急対策、それから原子力災害が発生した後の対策等について、県・市、警備当局からのご指導を賜わりながら、防災

業務計画というものを取りまとめていくこととなっております。この中で、関根浜等で何かがあった場合ということもあるんですが、そこが決まってまいります。

以上でございます。

【司会】

次の質問がございます。

40年目までに考えるとしているが、何故、搬出の問題であります。何故、今すぐから考えていけないのか。必ず搬出するとしているが、50年度、次の世代まで問題を残していくことに、不満、不安である。どこにということが、今すぐ答えられないのに、県は不安ではないのか。

もう一つは、新しい会社が管理するというが、必ず搬出ということを誰が約束してくれるのか、というご質問が寄せられております。

事業者の方からお願いします。

【東京電力株】

まず事業者の鹿士の方からご説明させていただきます。

まず、40年目までに開始するというところで書いてございますが、まず、先ほど国の方からご説明がありましたとおり、六ヶ所に続く施設につきましては、国の政策にしたがって、まず再処理をされるということで2010年からその施設が検討され、六ヶ所工場が止まるまでに、その施設を確保するというようになっております。

したがって、そちらの方に搬出することになるわけですが、そういった条件整備が整ってきましたら、40年目までに協議させていただくということにしておりますので、環境が整い次第、検討またはご協議を開始させていただくことになろうかと考えております。

また、新しい会社が管理とするが、誰が約束してくれるのかということでございますが、まず、新しい会社が当然お約束させていただくこととなりますが、当然、使用済燃料の所有者であります東京電力ならびに日本原子力発電の方で、先ほどうちの鼓の方からも申し上げましたとおり、50年間で搬出することを明確にし、また当社の社長の方も青森県知事にもお話ししているというお話しをさせていただきましたが、事業者、東京電力と日本原子力発電としても、お約束するというところでございます。

【司会】

それでは、新会社の関係で質問が何点から寄せられております。

新会社の経営にあたって、収支の仕組みはどのようになっているのか。そして将来、電力のコストが大幅に安くなるような技術革新が進んだ場合、この中間貯蔵施設はどのように経営が維持されていくのか。

もう一つ新会社の関係で、新会社とあるが、何故東京電力が直接やらないのか。事故発生時にどのような専門家がこの要員の中に含まれているのか。新会社の要員の関係も併せてお答えいただければと思います。

お願いいたします。

【東京電力株】

引き続き、鹿土の方からご回答させていただきます。

まず、新会社の経営にあたっての収支の仕組みでございますが、新会社は、使用済燃料をキャスクに入れた形で、静かに保管する、倉庫業みたいな形の事業運営になるのだと思います。その新会社は、燃料を預かっているということでございますから、東京電力と日本原子力発電さんの方から、貯蔵コスト、ならびに建設コストを回収して、収支を確保するということになろうかと思えます。

また、将来電力コストが大幅に安くなった場合、経営が維持されていきますかということでございますが、そういった形で、保管する業務に対するコストについては、新会社と電力との間で、きちんと契約を結びまして、そういった収入を確保すると。新会社は、物を預っている以上、それに対する費用を東京電力、ならびに日本原子力発電の方からいただくということになろうかと思えます。

もう一点、別の方からのご質問でございますが、何故東京電力が直接やらないのかというご質問でございます。先ほどから申し上げましたとおり、日本原子力発電さんと東京電力の二社で、使用済燃料を貯蔵していこうと考えております。そういった意味合いで、参画する会社と共同で事業を進めていくこと。また、電力と違いまして、貯蔵業という形になろうかと思えますが、貯蔵に特化した事業になること。また、折角、これだけむつ市の方で作らせていただくということで、地元企業として地元地域に根ざした形で事業を進めたいこと等から、むつ市に新しい会社を設立して事業運営をしていきたいと考えております。

また、新会社を作りますが、安全対策や品質保証活動などにつきましては、新会社が当然責任をもって行いますが、それに対します施設の建設運営に対する必要な技術、技能をもった要員などは、当然東京電力から出向社員等で、日本原子力発電から出向社員等で確保して、安全に貯蔵していくような体制も当然作っていく。

また、当然にプロパー社員の育成などにも努めていきたいと考えております。

それから、災害等が起きた場合のお話しをいただいておりますが、原子炉等規制法第43条の方で、保安の監督を行わせるために、資格を有する者を置かなくてはならないと定められておりますから、当然に、そういった資格を持った人も、その新会社の方におきまして、安全な施設運営をしていきたいと考えております。

以上でございます。

【司会】

大分予定の時間になっているんですが、かなりの質問がまだ残っておりますが、大変恐縮ですが、いろいろ不手際もありました。できるだけ、今の段階で質問に対しては答えさせていただきたいと思えますので、大変恐縮ですが予定時間を延ばさせていただきたいと思えますので、ご了承賜りたいと思えます。

次の質問でございます。

中間貯蔵施設に初年度使用済燃料を持ち込むとすれば、プルトニウムの量はどのくらいになるのか。それが原子爆弾何発分に相当するのかというご質問でございます。

事業者の方からお願いします。

【東京電力株】

むつ調査者の堀水からお答えさせていただきます。

使用済燃料の組成の内、その重量の約1%程度がプルトニウムということになります。したがって、大体1年間に200から300トン使用済燃料を搬入すると申しておりますので、その1パーセントですから、約2から3トン程度というふうなことになるかと思えます。

それから、原子爆弾への換算につきましては、私はデータを持ち合わせておりません。それから、日本は原子力基本法で定められておりますように、原子力は基本的に平和利用ということもございますので、私から具体的なデータを持っていないんですが、お答えは控えさせていただきますと思います。

以上でございます。

【司会】

次の質問にいきます。

これまで説明会や発電所の見学、広報誌等で中間貯蔵施設は安全なものであると私なりに理解している。六ヶ所村は日本原燃の社宅や関係企業の立地で新しい町が村内にできて、経済が活発になってきた。中間貯蔵施設の立地で、私共のむつ市にはどのような地域メリットがあるのかお答えいただきたいということです。

事業者の方から。

【東京電力株】

東京電力の佐久間からお答えさせていただきます。

私共としましては、これまでも電源立地に際しましては、地元の方々のご理解を基本といたしまして、地域経済社会の発展への貢献ということを前提として、立地を推進してきているところでございます。

むつリサイクル燃料備蓄センターにつきましても、同様に地域の振興にお役に立てるよう努力してまいりたいと考えております。

具体的には、建設工事に伴う地元への工事発注や資材調達などの直接的な効果のほかに、操業開始後に地元雇用等にも貢献できるものと考えております。

また、固定資産税や国からの交付金も期待できるものと考えております。

以上でございます。

【司会】

次の質問でございます。

むつ市に中間貯蔵施設を誘致した場合、電源三法による交付金が出ます。2年前、東海村

の視察の時も質問しましたが、この交付金が一般財源としてどの程度活用できるのか。法律改正はどうなっているのかというご質問でございます。

交付金の関係の質問でございます。国の方からお願いします。

【資源エネルギー庁】

資源エネルギー庁からお答えいたします。

電源三法の交付金を一般財源にできないのかというご質問でございますが、ご承知のように、電源三法の財源というのは、電源開発促進対策特別会計という特別会計でございます。これは、税収は目的税ということでございますので、その目的に沿ってその税金を使うということが求められるわけでございます。そういうことで、やはりどういう目的のものでなければいけないかということについて、一定の国の関与をしていかなければならないという制度的な側面がございます。

しかしながら、電源三法交付金の使い方については、なるべくいろんなことに使いたい、幅広い目的になるべく合わせたいという地元のご要望もございましたことから、平成15年の10月に、当時の交付金の制度を改正いたしまして、非常に幅広い事業に活用できるようにいたしました。

特に、施設の整備とか、ハード面のみならず地場産業の振興や福祉サービスの提供といったソフト的な事業にも活用できるようにしたということで、こういう弾力化を行うということによって、三法交付金が地元の中で使い易くなってきたのではないかと考えておりますし、更にまたいろんなご要望があれば、そういうことに耳を傾けて地元のご要望を最大限配慮して検討させていただければと考えている次第でございます。

【司会】

次のはご質問なのか、ご意見も含めてのことだと思います。

アメリカでは、核廃棄物政策法で、最終処分場の建設ができるまでは、中間貯蔵は認めないとしている。日本でも、永久貯蔵施設にしないためのこうした措置を法律で定めてはどうか、というご意見だと思うのですが、何かコメントがあれば、お願いいたします。

【資源エネルギー庁】

エネルギー庁の方からこれについて一言コメントをいたします。

アメリカの法律は、アメリカの制度ということで、それぞれの国に応じた制度があるということだと思います。私共の中では、事業者の事業について「ああしなさい」と「こうしなければいけない」と、そういうようなことをやる場合には、その法目的にしたがって対処していくことが基本であろうと思っております。

この中間貯蔵につきましては、先ほどの別の質問に対する回答でもご説明いたしましたが、原子炉等規制法の規制の対象になっております。これは安全規制でございますが、その中で、貯蔵を永久にするということは想定しておりません。貯蔵が終わった後に、その施設から使用済燃料を持ち出す、搬出とっておりますが、そういう前提でこの法律の規制を設定して

おります。そういう意味では、永久貯蔵にならないということが、この原子炉等規制法の中で担保されているというふうに申し上げてもよろしいのではないかと考えている次第でございます。

【司会】

次はチェック検討会の方に対するご質問が何点かございます。

まず、むつ市で行われた専門家会議、これはむつ市が設置した専門家会議だと思います。専門家会議が検討したこと以外のことで、新たに検討したことは何ですか、というご質問が寄せられております。何かコメントございますでしょうか。

【青森県商工労働部】

県の商工労働部長でございます。

まず、基本的にむつ市の方と私の方、県の方でこの検討委員会、これを設置したのは、当該施設について、安全確保を第一義に慎重に対処する必要があるということで、専門家によるチェック検討を行うこととしたところでございまして、使用済燃料中間貯蔵施設に関する東京電力、日本原子力発電の安全確保の基本的考え方が、基本的事件、国内外の経験等に照らして、妥当であるか実施可能であるかということについて検討していただいたところでございます。

【司会】

資料の24ページの(7)の文面は、対策になっていないのではないですか、ということと、30ページの9につきまして、搬出のための経年的対応についてもふれておくべきではないですかというご意見もございますが、質問だと思いますので、お答えいただきます。

【安全性チェック・検討会】

飛来物対策の件でございますが、先ほどは東京電力からも話しがありましたように、原子力発電所の評価基準にならしまして、10のマイナス7乗回原子炉年よりも大きいような状況があるんだった対応をなさいと。それよりも小さいのであれば対策はなくてよろしいということにしたということでございます。

ですから、まだ具体的に対策をどうこうという段階ではござしません。その確率を計算した上で対策をなさいとということでございます。

【安全性チェック・検討会】

後半部分の劣化の件でございます。ほかにも、当然、耐震性とかいろんな重要な項目があります。当然、それに十分配慮していかなければいけないと思っております。

ただ、ここでチェック安全検討会で今後、留意点として書かせていただきましたら、当然、そういうものが前提にあって、さらに品質保証について特に注意してください、という意味で留意点をまとめたということで、そういう劣化を無視しているとか、そういうわけではご

ざいません。

【司会】

もう一点ございました。

現地調査、一日で何をどのようにして調査して、安全確保できると結論づけたのかというご質問がございます。

【安全性チェック・検討会】

安全性・チェック検討会は、本年1月18日から3月14日までの間に、計6回にわたって開催しまして、先ほど、最初にご説明いたしましたように、閉じ込め、臨界、冷却、遮へいと、この4つの点を中心に、基本的な考え方及び主要な安全対策が専門的知見、国内外の経験に照らして妥当であり、実現可能であるかどうかについて検討してきたものであります。

もちろん、そのほかに地盤の問題、地震対策等も含まれますが、そういうことを検討してきたわけでありまして、現地調査におきましては、主に、先ほど東京電力からも説明がありました、コアですね。地盤におけるコアの調査。あるいは現地でとられております地震に関するデータの調査、及び付近の地形、例えば河川から水が侵入する可能性があるかとか。

もう一つ重要なのは、港から現地までの間の関係です。そういうようなことを中心に調査したのでありまして、安全確保のための主要な問題というのは、この現地調査で決まったわけではございません。

【司会】

もう一点ございます。

安全であるという回答を出した検討会の責任は大きいものと思う。事故の場合はどのような責任をとるのかというご質問が出ております。

【安全性チェック・検討会】

チェック検討会の役割について申し上げたいと思います。

チェック検討会は、自分達がある調査を、自分達で実施するという、そういう性質のものではございません。東京電力から提出されました資料をもとに、安全に対する基本的な考え方、それからとらうとする安全対策が妥当なものであるかどうかということを経験を判定するというのが、私達の役割でございます。

もし、もしですよ。県がこの施設の建設を受け入れるということにお決めになったと仮に仮定しますと、次に待っていますのは、国による安全審査です。引き続いて、安全委員会による安全審査がそれに続きます。

それから更に、それをパスして初めて工事に着手することができるわけですが、その前に、設工認申請というものを事業者がします。それに対して、設工認の許可を得るために、詳細な検討がそこでまた行われます。

そして、建設が終わりますと、今度は使用前検査というものがございます。その段階が進

むにつれて、より具体的に細かに審査がなされるということでございます。私共の役割は、あくまでも基本的な考え、安全に対する考え方や対策が妥当であるかどうかということであることを申し上げたいと思います。

そういう意味で、万が一事故が起きた時に、検討会の罪は大きいぞというふうにいわれましたが、私共としては、当然のことながらそれに対する覚悟はもっているつもりでございます。

【司会】

次は県に対してでございます。

チェック検討会の報告を受け、青森県として県民の目線から総合的に安全、安心できると判断した根拠は何かというご質問でございます。

【青森県商工労働部】

先ほども申しましたが、東京電力方から要請を受けまして、これについて安全確保を第一義に慎重に対処する必要があるということで、専門家によるチェック検討を行っていただいて、その基本的安全確保の考え方は専門的知見、国内外の経験等に照らして妥当であるとの結論に至ったと報告を受けたわけでございます。

県といたしましては、チェック検討会によるこの報告につきまして、皆様方等に、先ほど申しましたように、県議会、市町村、原子力懇話会、県民の皆様、という方にご説明をし、そして最終的に原子力行政を進めるにあたって、安全確保を第一義に慎重に、かつ総合的に対処することとしているわけであります。

【司会】

併せて、県に対する質問でございます。

知事は、県民の安全安心を第一義的に強調するのなら、何故、県民投票で県民一人ひとりの意思を確認しないのでしょうか、という県民投票に対するご質問が出ております。

【青森県商工労働部】

商工部長の中島です。

県民投票につきましては、民主主義の制度の中で、民意をくみ取る上で大切な一つの方法と認識しております。

ただし、県民が判断する環境が確保できるのかという点についての見極めなど、県民投票に相応しい要件が整うかが大事であり、慎重に判断すべきものと考えております。

いずれにしましても、県といたしまして、原子力施設の立地に関して、これまで所用の手順をふみながら安全確保を第一義に慎重に対処してきたところであり、今後とも、県民の安全安心に重点を置き、慎重に対処してまいります。

【司会】

最後の質問になるかと思いますが、これは、先ほど、再質で出ていた話です。わざわざ使用済燃料を受け入れ、また再処理できなければ返すというのが、三村県知事が原子力長期計画策定会議での発言であった。返還しなければならぬほどのものをわざわざ受け入れて、どれほど儲かるのか。具体的に税と金額、数字で示して欲しいというご質問が出ておりました。

【青森県商工労働部】

金額というふうなことでございます。

まず、基本的に県の方といたしまして、今、チェック検討会の報告書を皆様にご説明し、幅広い形で皆様方のご意見を聞いているということでございます。そういう観点でございますので、具体的に税、数字、金額で試算しているというふうな状況にはございません。ただ、先ほど国の方からお話しがございましたように、電源三法交付金につきまして、この金額を申しますと、電源立地地域対策交付金の中の電源立地等対策交付金相当分が事業者の立地可能性調査の開始年度から、知事の同意年度までの期間に対し、交付限度額年間1億4千万円が交付されることになっておりまして、むつ市に対しては平成13年度から交付されております。

また、電源立地等初期対策交付金相当分については、知事の同意翌年度からは交付限度額が年間9億8千万円となって2年間交付されるという国の制度となっております。

なお、中間貯蔵施設に係ります、電源立地等初期対策交付金相当分以外の交付金については、国の規則により交付されることとなりますが、その内容はまだ確定している状況にございません。

以上です。

【司会】

大変、司会の不手際で、数多い質問をとりあえず皆さんからいただいた質問にお答えさせていただきました。既にもうお約束の時間20分ほど超過させていただいております。先ほども何度か手を挙げていらっしゃる方がいますが、一人一問という形で区切りながら今までの回答について再質問、あるいはご意見、ご要望があればお受けしたいと思います。

まだ発言されていない方を優先させていただきたいと思っております。

できるだけ質問は簡潔にお願いいたします。

【会場から】

私もちょっと不安なんです。青森県にこんなに高度な原子力施設が集中することに、三村知事は不安を抱かないのでしょうか。一つひとつの部分だけ取り出して安全性を強調すれば、全てが安全だというふうに思ってしまう。しかし、それが集中すると。この狭い面積の中に。世界有数の施設が集中する。このことについて、慎重に知事は対処しなければならないのではないかと私は思って質問をしました。このことについて、再度、まだ態度が決定していないというふうなニュアンスの答えでしたので、再度、もっと広い視野に立って青森県は政治

の立場で、安全性じゃなくて、技術的な安全性ではなく。もっと大きな原子力の流れや政治の立場で、慎重に対応するというこの態度があるのかどうか。これを私は聞きたいのです。私の聞きたい本音はそこです。

それから一問だけということですが、短時間で。私、頭が悪いんですよ。一年間に200トン余るんでしょう。再処理工場の処理できる能力が。私は再処理工場を信用していない。800トンなんて、100%稼動するわけは絶対ない。ですから、200トン以上余る。どんどん余っていくわけです。それでむつに貯めたものが、どこで処理できるんですか。そして今の再処理工場以上の倍くらいの能力をもった再処理工場を作る力が電力会社にありますか。日本のこの小さな政府が作れますか。

【司会】

簡潔をお願いします。

【会場から】

ですから、私はもう1回聞きたい。電力のコストが安くなっても、この国策を続けていく意思が資源エネルギー庁にあるのか。そしてそれを支えていく力が電力にあると断言できるのか。つまり、中間貯蔵施設は永久化せざるを得ないと。どんな技術的な力を駆使してでも、法律を変えてでも。ここにしがみついて永久貯蔵するのではないかと、私は今から覚悟を決めております。

そういうことについて、もう一度お願いします。

【司会】

今の発言について、要望として受け止める部分もあるかと思いますが、コメントがあればお願いいたします。

【青森県商工労働部】

県の商工部長です。

使用済燃料中間貯蔵施設につきましては、先ほどもいいましたように、平成16年2月18日に立地協力要請を受けたところでございます。

県としましては、県民の安全安心に重点を置いた対応の観点から、専門家によります安全性・チェック検討会を設置し、その検討結果について、県議会議員の説明会、市町村担当課長会議、青森県原子力政策懇話会を開催しご説明し、5月16日に県議会議員全員協議会、市町村長会議を開催してご意見を伺ったところでございます。

そして、昨日から今日、明日ということで、県内5会場で県民の説明会を開催して、ご意見を伺うこととしており、更には新たな原子力施設の立地ということで、知事が直接県民の皆様からご意見を伺う場を設ける必要があると考えているわけでございます。

いずれにしましても、県民の安全そして安心に重点を置いた対応の観点から、安全確保を第一義に慎重かつ総合的に対処してまいります。

【司会】

国の方からコメントがあれば。

【資源エネルギー庁】

ご指名を受けましたので、資源エネルギー庁からご回答いたします。

私共としては、まず六ヶ所の再処理工場につきましては、まだ試験中ということでございますから、操業が開始した暁には、日本原燃のもっている計画にしたがって、順調に運転がされることを期待しているということがまず一点目でございます。

それから、第二再処理工場等については、先ほど原子力委員会の方からもご説明がございましたが、中間貯蔵された使用済燃料、この貯蔵後の使用済燃料の処理に必要な施設については、2010年ころから検討を開始するというのが原子力委員会の今の考えでございますし、私共もそういうつもりでおります。その前に、日本の中では使用済燃料を再処理するというのが基本方針であることをもう一度申し上げて、これは私共も今、そういう方針で様々な政策を進めているということでございます。

【司会】

次に、質問のある方。

【会場から】

多分、15秒で回答していただければと思います。

最大級の津波の根拠、国の防災計画によって4 mというふうにおっしゃっていたのですが、国の防災計画、いつの時期のものでしょうか。

【司会】

津波の関係のデータとしてのご質問だと思いますので、事業者の方からお答えできますでしょうか。

今、調べておりますので少しお時間をください。

ほかに。

【会場から】

先ほど、飛行機落下のことで質問をしましたら、東電の方は、アメリカでは野ざらしにしているんだということで、この飛行機の落下があったも大丈夫だという意味でお答えになったと思います。私は、極めて不謹慎な発言だと思います。何故ならば、このむつの中間貯蔵施設は、今日説明があった中間施設の安全性についての中でも、5千トンの使用済み核燃料を貯蔵するわけです。そうすれば、その1%のプルトニウムということでも、50トンですか。

【司会】

ご質問、簡潔にお願いします。

【会場から】

莫大なそういう危険なものをこのむつ市の中間貯蔵施設に貯蔵されるわけです。痛みませんか心が。それをアメリカの野ざらしというふうなことでお答えするという事は、私はむつ市民として、大変憤慨に堪えないと思います。

【司会】

ご意見ですか、ご質問ですか。

【会場から】

いや、質問です。あくまでも、アメリカがそうだから、むつ市ではいいんだということでおっしゃるのかどうか。この点、東電の責任においてお答えをいただきたいと思います。もう一つだけ。

【司会】

一問にさせてください。

あとまた、再度質問したい点があれば、私共入り口の方にもう一度質問用紙を用意させていただきます。それについて、質問をいただいた部分は、確実に県が責任を持ってお答えいたします。

【会場から】

一つだけ承知できないのは、2010年に再処理工場を検討する。検討というのは、やるということではないでしょう。これだと、再処理工場が破綻するんでしょう。その点、明確に資源エネルギー庁、あるいは原子力委員会の方にお答えをいただきたいと思います。

【司会】

まず事業者の方から。

【東京電力株】

むつ調査所の堀水から。まず航空機落下の所で、米国の例を出した点につきましては、あくまであれはアメリカにそういうふうに建物がなくて、屋外にキャスクが置かれていると。そういうものに対して、航空機がぶつかった場合という評価があったという、評価の前提条件として述べたものでございまして、それが良い、悪いというふうに私の方は申したわけではございません。

ただ、リサイクル燃料備蓄センターの場合は、建物の中に米国で評価したものと同等の強度をもったものが貯蔵されているということをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、多数のキャスクがあるというお話ですが、やはり、1個のキャスクでそれだ

けの強度をもったものがただ並んでいるということでございますので、その隣りのキャスクに対しましても同等の強度を持っていて、同等の結果がおこるということでございます。
以上でございます。

【司会】

国の方から、コメントがあればお願いいたします。

【原子力委員会事務局】

先ほど説明させていただきました2010年頃からの検討の部分ですが、原子力委員会としましては、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウムウランを有効利用することを基本方針とするという考えをまとめております。したがって、第二再処理工場につきましても、この基本方針を踏まえまして、六ヶ所再処理工場の運転実績とか、高速増殖炉で最初に係る研究開発の進捗状況、核不拡散を巡る国際的な動向等を踏まえて検討するというところでございます。

しかもそれは、六ヶ所再処理工場が操業終了に十分間に合う時期までというふうに期限を決めて検討するとしております。

以上でございます。

【司会】

奥の方。

先ほどの質問で何か回答。ペンディングしていた分、お願いします。

【東京電力株】

まだ、いつ出された防災計画という所が分からないんですが、その中の考えでございます、防災計画の中では、当該の津波が押し寄せる地域というものがあまして、それに対します想定しえる最大規模の地震というものを検討いたします。

それに発生します津波高をシミュレーション計算より求めて、その結果が関根浜の時点で4メートルということでございますが、その時の当該地域の場合の最大の地震というものが、1896年の明治三陸地震と同規模の地震を十勝沖から三陸沖の海域に設定して、その津波高を決定したというものでございます。

平成9年の防災計画でそのように公表されたということでございます。

以上でございます。

【司会】

奥の方、何か質問。

【会場から】

何かではありませんが。中間貯蔵施設に相当の金がかかる、企業として。東京電力に聞き

ます。東京電力で答えてください。それだけの金をかけるのであれば、直接、ウラン、プルトニウムが出てくる六ヶ所に第二工場を建設する方に全力を挙げれば、むつのこうした問題等がなくなるだろうと。そのように先ほど言いましたけども、これは単なる意見だと思って、企業は採算がとれなきゃ駄目でしょう。そう思いませんか。

だから、先ほど言いましたら、途中で切られましたので、司会者に。

【司会】

まず事業者の方からお答えをお願いします。

【東京電力㈱】

東京電力富岡でございます。

ご指名でございますので、事業者の立場からお答えいたします。

先ほど、内閣府の方からもご回答がありましたが、昨年の新計画策定会議の中間取りまとめにおきまして、中間貯蔵された使用済燃料の処理の方策について、2010年ころから検討開始し、その処理に必要な施設の建設操業が六ヶ所再処理工場の操業終了に十分間に合う時期までに結論を得るとのこととなっております。

また中間取りまとめでは、使用済燃料は再処理することが基本方針ということでございますので、中間貯蔵されて使用済燃料につきましても、再処理することが基本方針として掲げられたと認識しております。

【会場から】

企業的に成り立つかどうかということの問題なんです。企業的に成り立たないから、こんなトラブルがどんどん出ているんじゃないですか。福島第二もそうですよ。被ばくしているんですよ。六ヶ所そうでしょう。六ヶ所は不正でしょう。だから、そのように企業なんだから、考えてもらわなければ駄目だろうと考えていますが。

お宅でなく、先ほどお答えした方に。

【東京電力㈱】

東京電力としてお答えさせていただきます。

まず、原子力安全委員会の方の中間取りまとめの方で検討するにあたりましては、直接処分、再処理、それから中間貯蔵、4ケースほどの経済検討を行って、コスト的にも十分中間貯蔵し、再処理路線を確保していくことが経済的にも成り立つということで評価を受けております。

また電力としても、その評価を受けまして、中間貯蔵をし再処理をしていくという、基本的に再処理をしていくという路線をやっているということをやっているところであります。

【会場から】

経済性は追求しなくてもいいんですね。

【司会】

再質問につきましては、もう一度あれば出していただければ後ほど回答させていただきます。まだ残っていらっしゃる方、最後にさせていただきたいと思います。

【会場から】

私は、二つの点の再質問に対する反論と、一つの県に対して意見を述べたいと思います。

最初に、別の方もふれましたが、200トンの問題なんです。これは、答弁では全量東電と もう一つの会社でやる、搬入をするといっていました。これは実際上、数字的な面では、私は半分しか、半分の話だと思っんです。200トン全部入れるということになると、全国の 原発でのものを持ってこなければならぬのが、今の中間貯蔵の目的ですよ。全国で出る のが、最初の段階で900から1,000ですから、結局、大きく見て1,000で800処理すると200は 確かに処理できませんから、六ヶ所の再処理を超える分、200トンは貯蔵するというのが中 間貯蔵の目的です。そうすると、200というのは、これは東京電力だけの量ではないんです よ。全国の九州電力、関西電力、様々な電力のものが数字的には入っているわけです。そう すると、東京電力さんは、実際、全国のシェアとしては、約4割から5割、多くみて5割で しょ。半分は権利があるとすれば、200トンの内100トンしか超える分としては集められない はずなんです。これは、やはりこういう数字のマジックで、何か語路合세의に200にして、 10年間で2,000なり3,000ということになっていますが、この問題はやはりきちんと数字的な ものを他の電力との比較で明確にさせていただきたいということが一つ。

もう一つ。先ほど、法的に50年後搬出するということが保証されている、約束されている ということをお話しました。ところが、県の原子力懇談会、これは19日の時に東京電力の武藤 原子燃料サイクル部長が何と言っていますか。50年先はどこに持っていか分らない。ど こと言えないということをお話しているわけです、懇談会で。ところで今、さっきの答弁は そうではなく、必ずどこかに持って行きますと、はっきり持って行きますという、そういう 東電としての考え方がおかしい、そんなにクルクル変わっていいんですか。これを明確に、 どういうことになるのか、そこをはっきりさせていただきたいということです。

それから、県の方にです。今回の説明会、私は、先ほどの方も言いましたが、本当に青森 県としてどうするのか。この核燃サイクル問題、中間問題をどうするのかということをお私 達県民に明らかにするのが第一の目的だと思っんです。それを何か、専門家の方に依頼して、 東電の資料だけで事業をやりますよと。推進するというチェック体制の推進ありきのそうい う説明会にしてしまおうというのが、今回、今日分かったわけです。

だから、本当は県知事が来て、核燃サイクル事業はこういうことで、あるいは

【司会】

少し簡明をお願いします。

【会場から】

意見を言っているんですよ。中間貯蔵はこうやりますと。明確にそれを知事自身がやはり説明しなければならぬのが今日の説明会ですよ。そういうことをやらないで、何か東電の内容を皆さんに説明すると。これは私は、片手落ちだと思います。もう一度、本当に県の考え方をきちんと整理して、説明していただきたいと考えます。

以上です。

【司会】

先ほどの規模の話、設定の話。

【電気事業連合会】

電気事業連合会の田沼でございます。

先ほどのご説明の繰り返しになってしまいますが、数字的には我々もオールジャパンで2015年くらいまでには、1,200から1,300トン出てくるであろうとふんでおります。したがって、先ほど東電の方からご説明があった500トンが出てくるタイミングと、そのへんがマッチしてくるのかと思っております。

【司会】

事業者の方から。

【東京電力(株)】

東京電力富岡でございます。

ただ今の点、補足いたしますと、東電の方といたしましても、先ほどの500トンという件ですが、将来計画しております、現在計画中の発電所を含めた数字ということでございます。時期としてはそういったことだということでございます。

先ほど、当社の武藤が発言したというようなご質問がございましたが、東京電力としましては、搬出先につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。武藤の言った主旨も具体的にはどことは言えないけれども、必ず搬出するというような主旨でお答えしているものでございますので、同じ主旨でお答えしているということでございます。

【司会】

もう既に40分以上超過させていただいて、大変説明会のご案内よりもオーバーして申し訳ありません。いろいろまだ、多々質問があるかと思えます。それにつきましては、入り口の方に再度質問用紙を用意させていただきます。それに記入いただければ、県が責任を持って事業者等の回答を得て、皆さんの方に回答させていただきます。そういうような取扱いをさせていただきますと思います。

それでは、閉会にあたりしまして、蝦名副知事よりご挨拶申し上げます。

【青森県 蝦名副知事】

神戸の大震災の時に、ガソリンスタンドは一つも壊れていなかったと。これは、MOX工場のチェック検討委員会の委員が言ったのであります。これは、ガソリンスタンド、原子力施設というのは、このガソリンスタンドよりも更に強固に作られているわけでありますから、こういう説明を聞くと、なるほどなと思うわけであります。

また、東海にある日本原子力発電の乾式貯蔵施設を私も見てまいりました。その時に、そこに書いてある言葉があるわけです。関東大震災の2倍の地震に十分耐えられるように作つてあると書いてあるわけです。これも非常に判りやすいわけでございます。

東京電力事業者の方々の説明につきましては、いろんな説明をしておりますが、聞いてくれる方にもっと分かり易いように説明していただくように、ここは苦言を呈しておきます。

それから、今日日本日いただきました大変貴重なご意見等につきましては、三村知事に当然お伝えしますが、私共がいろんな県民を代表する県議会のご意見、そして地域住民を代表する市町村長のご意見、それから、専門家等の原子力政策懇話会の意見、そして今、ここで県民の声を聞いて、知事がそういうものについて総合的に判断するための参考資料にするということでご意見を伺っているわけでございます。

諸々、この原子力施設というのは、安全でなければならないということがありますので、そういうものを十分含めて、私どもとしては、いろんな意見を聴きながら、総合判断していくということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

長時間、本当に貴重なご意見、ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。

これもちまして終了させていただきます。

先ほど言いましたように、再度申し上げますが、まだまだ質問し足りない部分があれば、先ほどの受け付けの所に、再度質問用紙を用意させていただきます。質問につきましては、改めて県が責任を持って回答させていただきますのでよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。